

身延山大学仏教学会会則

第一条 本会は身延山大学仏教学会と称する。

第二条 本会は事務局を山梨県南巨摩郡身延町身延三五六七 身延山大学内にこれを置く。

第三条 本会は仏教及び仏教文化等に関係する研究を目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成する為に下記の事業を行う。

(1) 機関誌『身延論叢』の発行。

(2) 学術大会及び研究会の開催。

(3) その他の必要な事業。

第五条 本会は下記の会員を以て組織する。

(1) 一般会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者。

(2) 維持会員 本会の役員及び本会の維持に貢献する者。

(3) 準会員 身延山大学仏教学部在籍者。

第六条 会員は総会及び本会が主催する学術大会、研究会等に出席することができるほか、『身延論叢』の配布を受ける。

第七条 本会に下記の役員を置く。

(1) 会 長（一名）

(2) 評 議 員（八名以上十五名以内）

(3) 運営委員（若干名）

(4) 監 事（二名）

第八条 会長は会員総会において身延山大学仏教学部教員の中から、これを選出する。会長は本会を代表し、本会の業務全

般を統轄する。任期は三年とし、重任を妨げない。

②会長は任期満了の後であっても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第九条 評議員は、身延山大学仏教学部教員の中から、これを選出する。評議員は本会の業務について審議決定し、総会に報告するものとする。任期は三年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了の後であっても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第十条 運営委員は評議員の中から会長が委嘱する。任期は三年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了の後であっても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

②運営委員は会長を補佐し、本会の運営にあたる。

③運営委員は次の職務を担当する。

(1) 庶 務 (若干名)

(2) 会 計 (若干名)

第十一条 本会に機関誌等編集のための編集委員を置く。

②編集委員は評議員の中から会長が委嘱する。任期は三年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了の後であっても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第十二条 監事は一般会員・維持会員の中から会長が委嘱する。監事は会計監査に当たる。任期は三年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了の後であっても、後任者が就任するまでの期間はなお在任する。

第十三条 本会の経費は会費・寄付金等を以てこれに充てる。

②本会の会費は年額三、〇〇〇円とする。維持会員の会費は年額一〇、〇〇〇円以上とする。

第十四条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十五条 本会の決算は毎年監事の監査を受け、評議員会において承認を得るものとする。

第十六条 本会の予算は毎年評議員会において承認を得るものとする。

第十七条 本会則の改正は評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

付 則

- 1 本会則は平成七年四月一日より施行する。
- 2 本会則は平成八年四月一日より改正これを施行する。
- 3 本会則は平成十年四月一日より改正これを施行する。
- 4 本会則は平成二十二年四月一日より改正これを施行する。
- 5 本会則は平成二十八年四月一日より改正これを施行する。
- 6 本会則は令和二年四月一日より改正これを施行する。